

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年三月三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月三日

埼玉県行田県土整備事務所長 酒 井 敦 司

加須鴻巣線	路線名
加須市向川岸町五五六番三地先から 同市向川岸町二三九番九地先まで	供用開始の区間
令和五年三月三日	供用開始の期日
令和五年三月三日付け埼玉県行田県土整備事務所長告示 第二号で告示した道路予定区域の供用開始である。延長 一四・六九メートル	備考